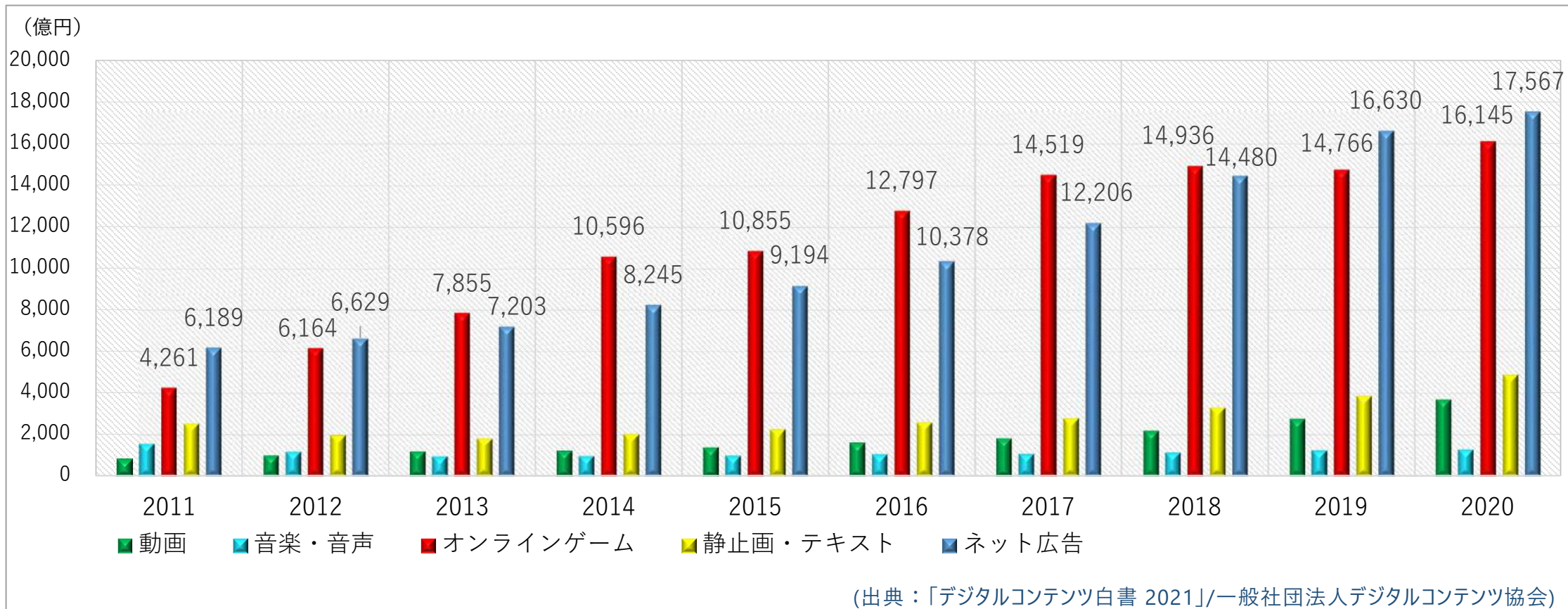


1. 消費税制度 総論
2. 国境を越えた役務提供に係る消費税の課題
- 3. 参考資料（国境を越えた役務提供に係る消費税の課題）**

# 国内インターネット・コンテンツ別市場規模

- インターネット市場におけるコンテンツ別規模は、ネット広告（1兆7,567億円）とオンラインゲーム（1兆6,145億円）が突出している。
- ネット広告はBtoB取引であり、リバースチャージが適用される。オンラインゲームは市場規模が大きく、大小・多数の国外事業者が市場参入しており、執行上の課題が存在。



# 欧州における国境を越えた役務の提供に係る課税地

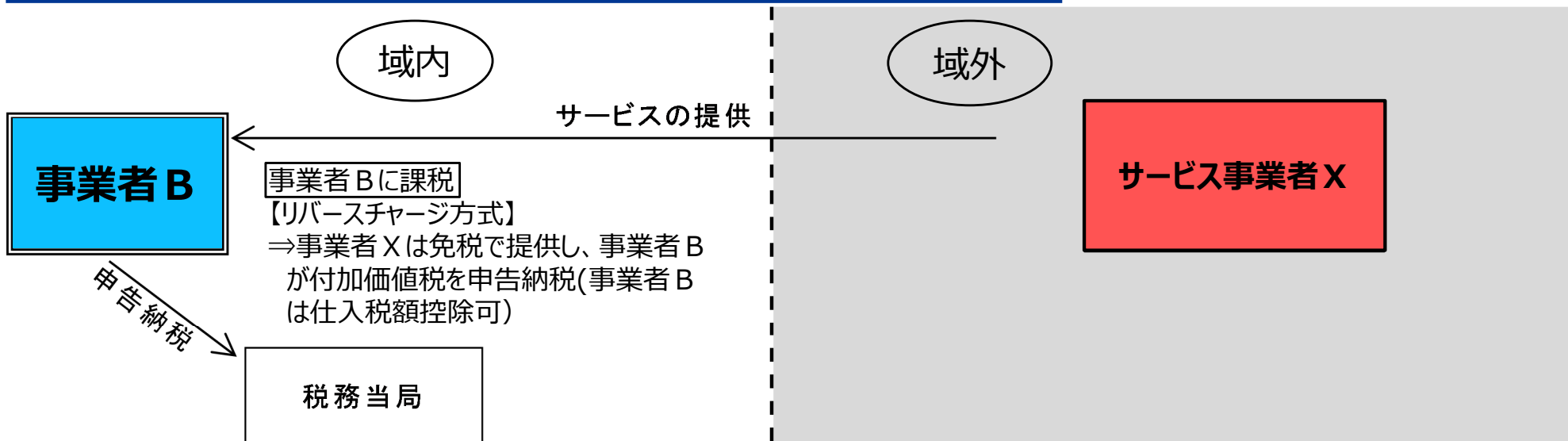
網掛けは、「仕向地主義」（役務提供を受ける者の所在地等で課税）を適用。

【事業者向け(BtoB)取引】 (取引例)		～2002年	2002年	2003年	2008年	2010年	2011年	2013年	2015年
電子商取引	クラウド、ネット広告、 電子書籍の配信等	役務提供の場所	「eコマース・VAT指令」採択	顧客の所在地	「VATパッケージ指令」採択				
動産に関する事務・評価等	機械の修理			顧客の所在地					
知的サービス等	コンサルティング、法律相談、 リサーチ、システム開発等	顧客の所在地							
交通手段のレンタル(短期)	レンタカー	提供者の所在地				顧客への引渡場所			
交通手段のレンタル(長期)	レンタルボート等	提供者の所在地				顧客の所在地			

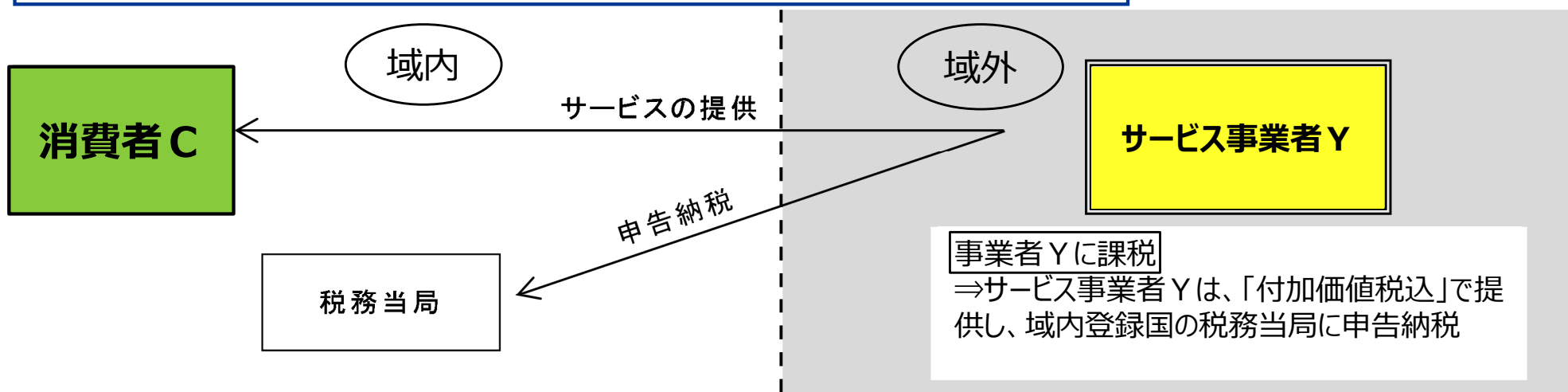
【消費者向け(BtoC)取引】 (取引例)		～2002年	2002年	2003年	2008年	2010年	2011年	2013年	2015年
電子商取引 (EU域内外にわたる取引)	クラウド、ネット広告、 電子書籍の配信等	提供者の所在地	「eコマース・VAT指令」採択	顧客の所在地	「VATパッケージ指令」採択				
電子商取引 (EU域内の越境取引)		提供者の所在地					顧客の所在地		
動産に関する事務・評価等	役務提供の場所								
知的サービス等 (EU域内への取引)	コンサルティング、法律相談、 リサーチ、システム開発等	提供者の所在地							
知的サービス等 (EU域外への取引)		顧客の所在地							
交通手段のレンタル(短期)	レンタカー	提供者の所在地			顧客への引渡場所				
交通手段のレンタル(長期)	レンタルボート等	提供者の所在地					顧客の所在地		

# 欧州における国境を越えた役務の提供に対する付加価値税の課税方式

BtoB取引: 域内の仕入事業者が申告納税(リバースチャージ方式)



BtoC取引: 域外のサービス事業者が申告納税(課税事業者登録方式)



※EU諸国においては、実務上、課税事業者番号 (VAT-ID) を有している事業者に対する役務提供については、域外事業者が免税で提供し、域内の役務受領者にリバースチャージ義務を課しているが、課税事業者番号を有していない事業者に対する役務提供については、域外事業者に申告納税義務を課している。

## 欧州におけるデジタルプラットフォーム運営事業者のみなし規定

- 欧州では、デジタルプラットフォーム運営事業者を最終消費者への役務提供者とみなす観点から、VAT実施規則9a条を新設（2015年1月1日施行）。
- 同条では、電子的に提供されるサービスが電気通信ネットワーク、インターフェイス、またはアプリケーションのマーケットプレイスなどのポータルを通じて提供される場合、次の要件を満たさない限り、VAT指令28条に基づき、デジタルプラットフォーム運営事業者が自らの名義を用いてサプライヤーの計算により活動しているとみなして、VATの納税義務が生じることを規定。

### 【適用除外に係る要件】

契約書や請求書にサプライヤーが提供者であることが明記されている場合に反証可能。ただし、デジタルプラットフォーム運営事業者が次の要件を満たす場合、反証が認められない。

- ・消費者への対価の請求又は役務の提供を管理している場合
- ・消費者への役務の提供に係る一般的な契約条項・条件を決定している場合

### （参考）2022年9月7日 政府税制調査会 海外調査報告（英国、フランス、ドイツ） 抜粋

#### ④ デジタルプラットフォーム運営事業者に対する付加価値税の納税義務

##### 【ドイツ】

- **「デジタルプラットフォーム」の法令上の定義**に関しては、いわゆるマーケットプレイスだけではなく、サービスや物品含め、**デジタルインターフェースを通じた取引という形で広く定義**をしている。そのため、**各デジタルプラットフォーム運営事業者に自分たちはその定義に入っていることを理解してもらう必要**があり、当局としても**啓蒙活動**を行っている。特段対象事業者リストを作って該当性を当局が示しているわけではない。【連邦財務省】